

# 三珠中学校 P T A 会 則

## (名 称)

第1条 本会は三珠中学校 P T A と称し、事務所を三珠中学校内におく。

## (目 的)

第2条 本会は会員が相互協力して、学校と家庭と社会とが緊密なる連絡をもつて、生徒ならびに会員のため適切な修養及び研究をなし、併せて生徒の福祉をはかり、学校教育の効果を増進することを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員の修養研究のために教育研究懇談会、視察旅行等を行う。
2. 学校・家庭・社会の緊密な連絡によって生徒の生活補導をする。
3. 学校の施設・設備改善の助成をはかる。
4. 教職員の教育研究並びに生徒の学習研究の助成をはかる。
5. 生徒の福祉厚生、保健体育に関する調査研究をする。
6. 会員相互の教養と親睦をはかる。
7. その他、目的達成に必要な事業。

## (方 針)

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針によって活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特別な政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会または本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

## (会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 生徒の父母またはこれに代わるもの。
2. 三珠中学校職員。

## (権利義務)

第6条 1. 本会の会員は平等の権利と義務を有する。

## (組 織)

第7条 本会に学年部会、専門部会をおく。

1. 学年部会は学年の父母（保護者）と担任教師をもって組織する。
2. 専門部会は教養広報部・保健安全部・母の部の3部とする。
  - ・教養広報部は会員並びに生徒の教養、教育向上の推進および P T A の広報活動を行う。
  - ・保健安全部は学校と協力して学校保健の推進および生徒の校外生活の補導を行う。
  - ・母の部は母親研修会への参加及び給食の改善研究等にあたる。

## (役 員)

第8条 本会に次の役員をおき任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。補欠の場合は前任者の残任期間とする。

- ・会 長 1名
- ・副 会 長 若干名（内1名は母親代表）
- ・評 議 員 若干名（教師を含む）

- ・幹 事 1名
- ・会計監事 2名
- ・専門部長 各1名
- ・同副部長 1名
- ・学年部会長 各1名
- ・同副会長 各1名
- ・必要に応じ顧問をおくことができる

(役員選出)

第9条 本会の役員は次のようにして選ぶ。

1. 会長・副会長・会計監事は評議員会において会員中から選出し、総会の承認を得るものとする。  
幹事は会長が委嘱する。
2. 専門部正副部長は評議員会において学年副会長および評議員の中から（母の部は会員中から）選出し、総会の承認を得るものとする。
3. 評議員は各学年とも地区ごとに選出する。  
（原則として地区1名とする）
4. 学年部会の正副会長は学年部会員中より選出する。
5. 顧問は総会において推薦する。

(役員の仕事)

第10条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
3. 幹事は会長の命を受けて会務を処理する。
4. 会計監事は会計を監査する。
5. 評議員は評議員会を構成する。
6. 部長は専門部を代表し部務を統括する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれに代わる。
7. 学年部会長は学年PTAを統べ、副部会長は会長事故あるときはこれに代わる。
8. 顧問は本会発展のため会の相談役として支援協力する。

(会 議)

第11条 本会は次の会議を行う。

1. 総会
2. 評議員会
3. 専門部会
4. 学年部会
5. 会計監査会
6. 執行部会

(総 会)

第12条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回年度の初めにこれを開く。臨時総会は評議員会が必要と認めた時、これを開く。総会は次の 事項を行う。

1. 会則の制定と改変
2. 予算・決算・会計監査報告の承認
3. 役員承認
4. 事業計画の決定と経過の承認
5. その他の重要な事項

(評議員会)

第13条 評議員会は会長・副会長・学年部正副会長・各学年母親代表・評議員・幹事をもって構成し、必要に応じて会長これを召集する。  
評議員会は次のことを行う。

1. 役員を選出
2. 事業計画の審査
3. 予算・決算の審議
4. 規約改正案の審議
5. 部会から委任された事項の処理
6. その他緊急を要する事項の処理

(専門部会)

第14条 専門部会は評議員（母の部は会員代表）及び学年部副会長をもって構成し、専門部事業計画の樹立とその遂行にあたる。

(学年部会)

第15条 学年部会は必要に応じて部会長がこれを召集し、学年PTA活動の推進をはかる。

(会計監査会)

第16条 会計監事は年度の会計を年度末に監査し、評議員会及び総会において報告するものとする。

(執行部会)

第17条 執行部会は会長・副会長及び幹事をもって構成し、会長がこれを召集し、事業の原案作成並びに総会・評議員会から委託された事項の審議及び執行を行う。

(議 決)

第18条 本会のすべての会は出席者をもって構成し、その過半数をもって議決する。

(会 計)

第19条 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。寄付金その他の収入金を受ける場合は評議員会の承認を得るものとする。  
会費は生徒家庭一戸及び学校職員月額200円とし、月々徴収する。ただし、事情によりこれを減免する者を認めることができる。  
本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付 則)

第20条 本会則に定めるほか、本会則施行に関する細則は評議員会の議を経て、会長がこれを定める。

第21条 本会則は昭和46年4月1日からこれを実施する。

*昭和61年4月28日	一部改正	*昭和62年4月22日	一部改正
*昭和63年4月22日	一部改正	*平成10年4月15日	一部改正
*平成23年4月15日	一部改正	*平成27年4月28日	一部改正
*平成31年4月15日	一部改正	*令和4年4月28日	一部改正

## 慶 弔 規 定

- 第1条 会員相互の親睦を図ることを目的とし、三珠中学校PTA会則第3条を適用し、この規定を定める。
- 第2条 会員に特に慶事があった場合は執行部（会長・副会長）で協議する。
- 第3条 会員及び本校生徒が死亡した時は、下記の通り弔意を表す。  
（1）会員が死亡した時は、香料5,000円をもって代表が会葬する。  
（2）生徒が死亡した時は、香料5,000円をもって代表が会葬する。  
（3）本町教育関係者が死亡した時は、役員で別途協議する。
- 第4条 役員（会長、副会長）・職員の父母が死亡した時は、香料3,000円をもって代表が会葬する。
- 第5条 非常災害の場合は、役員で別途協議する。
- 第6条 その他、慶弔に関して必要と認める時は、役員で別途協議して対応する。

\*平成23年4月1日より施行